

電動機等の試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

電動機等の試験に関する事項

改正理由

現在、日本籍船舶用規則においては、重要用途として使用される電動機及びその制御器の製造工場等における試験については、一律に本会検査員の立会いの下試験を行うよう規定している。一方、外国籍船舶用においては、当該装置の製造工場等における試験については、IACS 統一規則 E13 に従い、当該装置の連続定格容量が 100kW 未満であれば、本会検査員の立会いの下行われる製造工場における試験を製造者によって行う試験に代えることが出来る旨規定している。

一般に、電動機及びその制御器については、十分な製造管理のもと製造されており、特に 100kW 未満の小型の装置にあつては、大量生産により均一な品質が保たれている状況を勘案し、製造工場における試験について、関連業界より日本籍船舶においても外国籍船舶と同様の取扱いとすることが要望されていることから、今般、IACS 統一規則 E13 を参考に関連規定を改めた。

改正内容

重要用途の電動機及びその制御器について、製造工場における立会試験の対象を 100kW 以上とする旨規定した。